

『とも家事』推進に向けた啓発動画企画・制作業務委託」企画提案公募実施要領

福岡県では、標記業務を計画しています。本業務は委託により実施する予定であり、委託事業候補者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

なお、本公募は、令和7年度の予算成立後、速やかに業務が開始できるようにするため、予算成立前に行うものです。予算の成立状況等によっては、業務内容を変更すること、または契約しない場合があることをあらかじめ御承知おきください。

1 趣旨

福岡県では、ジェンダーギャップに関する課題の一つである「男女の家事負担の偏り」を解消するため、男女の家事参画促進を目的とした「とも家事」をテーマにした啓発動画を企画・作成する。

この事業を効果的に実施するため、当該業務の委託先を選定する企画提案募集について必要な事項を定めるものである。

※「とも家事」：みんなで家事をシェアすること（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

「とも家事」推進に向けた啓発動画企画・制作業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

(4) 予算額

4,300千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 予算額を超える提案は無効とする。

3 公募スケジュール

(1) 公募開始	6月27日（金）
(2) 企画提案公募説明会	実施しない
(3) 質問の受付期限	7月 4日（金）午後5時
(4) 質問書に対する回答	7月 9日（水）予定
(5) 参加意思表明書提出期限	7月16日（水）午後5時
(6) 企画提案書等提出期限	7月24日（木）午後5時
(7) プレゼンテーション審査	7月下旬 ～ 8月上旬 予定
※詳細は企画提案書の受付後にお知らせします	
(8) 選定結果の通知	8月 上旬 予定
(9) 契約締結等の協議及び見積り依頼	8月 中旬 予定
(10) 契約締結	8月 下旬 予定

4 企画提案公募参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

5 企画提案に関する質問の受付

(1) 質問

質問は、令和7年7月4日（金）午後5時までに、「13 問い合わせ先」へメールにてご提出ください。様式は特に指定しません。（送信時に必ず電話連絡を行ってください）

なお、電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は受け付けません。

(2) 回答

回答は、質問者に対してメールで回答するとともに、福岡県のホームページに掲載します。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できませんので、予めご了承ください。

6 参加意思表明書の提出

企画提案公募への参加希望者は、7月16日（水）午後5時までに、「13 問い合わせ先」へ別紙「参加意思表明書」をメールにてご提出ください。（送信時に必ず電話連絡を行ってください）

7 企画提案書の作成方法等

提案書には、下記（1）から（3）の事項を記載してください。

(1) 企画提案者の概要

- ・事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・国または地方公共団体が委託元である当該事業に類似した業務の受託実績

(2) 業務概要

- ・業務方針、業務実施体制、業務スケジュール
- ・業務の詳細については、別紙「仕様書」に沿って作成してください。
（「10 評価方法」を参考にアピールポイントをご提案ください。）
- ・業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らかな場合は、提案書でその内容を明らかにしてください。
- ・個人情報に関する取組について提示

(3) 契約希望金額

- ・委託費内の契約希望金額を記載（提出された提案書の評価を行い、最優秀提案者に対し見積書の提出を依頼し決定）

（４）企画提案書の様式

- ・表紙に「『とも家事』推進に向けた啓発動画企画・制作業務委託 提案書」と記載し、提出年月日、会社名（団体名）を記載
- ・文字の大きさは、１０．５ポイント以上

（５）その他

- ・提出された提案書等は、委託先の選定のみを使用します。
- ・提案書の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案者の負担とします。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属します。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で利用できるものとします。
- ・提出書類に虚偽の記載をした者の提案書等は無効とします。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがあります。これにより本県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがあります。
- ・選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とします。
- ・提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・この要領に定めるもののほか、本企画提案公募の実施に際し必要な事項は、県が別に定めます。

８ 企画提案書の提出先

（１）提出先

「１３ 問い合わせ先」にご提出ください。

（２）提出方法

- ・郵送または持参にて７部ご提出ください。
- ・併せて、メールで電子データをご提出ください。

（３）提出期限

令和７年７月２４日（金）午後５時まで

（４）注意事項

- ・提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・提出期限以降の提案書等の差し替えや追加はできません。
- ・郵送の場合は提出期限必着とします。

９ 委託先の選定方法

福岡県（人づくり・県民生活部男女共同参画推進課）が設置する「『とも家事』推進に向けた啓発動画企画・制作業務」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った１事業者を選定します。

（１）開催日及び場所

７月下旬～８月上旬、福岡県庁内会議室（予定）

（詳細は、企画提案書類の受け付け後にお知らせします。）

(2) 持ち時間

- ・ 提案書を基に、説明 10 分以内、質疑応答 5 分以内の合計 15 分以内を想定。
- ・ 提案者数に応じて、説明時間を調整する可能性があります、その場合は、提案者に対し別途お知らせします。

(4) 出席者

出席者数は問いませんが、受託業務の統括責任者と主たる担当者は必ず出席してください。

(5) その他

- ・ プレゼンテーションの開始時間、開催方法の詳細は、提案者に後日通知します。
- ・ 選定委員会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とします。ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、選定委員会において協議の上、対応を通知します。
- ・ 選定委員会は非公開とします。
- ・ 提案者が 1 事業者であっても選定委員会は開催します。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
方 針	(1) 業務方針 ・ 本事業の目的と期待される効果を十分に踏まえたうえで提案しているか	5 点
体 制	(2) 業務実施体制 ・ 業務遂行可能な組織体制か ・ 類似業務の実績を有しているか ・ 実施団体等の強み、特徴等業務を行う上で有利と思われる事項があるか	20 点
計 画	(3) 業務スケジュール ・ 業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか (4) 見積金額 ・ 見積金額は予定価格の範囲内か ・ 業務の内容に見合った見積額となっているか	20 点
能 力	(5) 啓発動画の企画・制作 ・ 家事に不慣れな人も楽しく・分かりやすく家事を学べる内容となっているか ・ 視聴者の興味・関心を引く内容となっているか ・ 効果的な発信につながるよう、動画の目的・趣旨に合った著名人を選任しているか ・ シナリオ及び動画内容のチェック体制が適切に確保されているか	55 点
合 計		100 点

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けします。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とします。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員の協議により最優秀提案者を選定します。
- (4) 提案者が 1 者のみの場合は、選定委員の点数を集計し、選定委員会で協議の上、受託候補者とするか否かを決定します。

1 1 選定結果の通知・公表

- (1) 選定結果を提案者全員に書面で通知し、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表します。
- (2) 個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しません。
- (3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けません。

1 2 契約の締結

- (1) 選定委員会で選定された最優秀提案者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結します。なお、協議は提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定します。
- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約額の100分の10以上の金額を契約保証金として納める必要があります。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還します。また、福岡県財務規則第170条の規定により、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合など、契約保証金が減免される場合があります。
- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。ただし、委託業務とは直接関係ない経費や、飲食費、備品購入など財産取得となる経費は対象外となります。
- (4) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行います。それでも契約成立に至らない場合は、選定委員会で協議の上、方針を決定します。

1 3 問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課 参画推進係

担当：林、松尾

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁行政棟 5階南棟

電 話：092-643-3391

メール：danjo@pref.fukuoka.lg.jp